

2025 年度**前期分**授業料免除について

重要

①学部生（留学生を除く）

I. 給付奨学金（修学支援新制度）に採用されている方

授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A 様式 2）の提出は不要となりました。授業料免除の継続を希望されない場合は、2 月 7 日（金）までに学生支援課窓口までお越しください。

II. 給付奨学金（修学支援新制度）に採用されていない方

希望する方に、申請書を配布します。（令和 7 年度からの多子世帯の大学等授業料等無償化に伴う授業料免除を希望する方も必ず申請をしてください。）

配布期間：1 月 16 日（木）～2 月 7 日（金）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配付しません。）

配布場所：学生支援課

②大学院生（留学生を含む）

新制度の対象外となるため、経過措置として、2019 年までと同様の支援を行います。経過措置を希望する方に、申請書を配布します。

配付期間：1 月 16 日（木）～2 月 7 日（金）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配付しません。）

配布場所：学生支援課

※ それぞれの申請方法等詳細について、別途通知を送付します。

1 月 17 日（金）までに通知が届かない場合は、学生支援課までご連絡ください。

※ 自分がどの部分の対象になっているかなど、分かりにくい部分があれば、学生支援課までご連絡ください。

学生支援課：073-457-7128